



障がい者生活就労対策推進研究会（SSSK）

障がい者雇用の長期的な就労を 実現するには

0章 就労のための基本のプロセス
障がいを患つた方編 前編

障がいを抱えたときに障がいを克服して働きたいと考えた際 行動するべき簡単なプロセスがあります。



1. 病気を抱えてしまった際に、まずは病院で主治医に正しい診断を
もらうこと
2. 病院で診断書をもらい、障がい者手帳を申請し取得すること
3. 障がい者に関わる各種制度を知ること
4. 医師の指示のもと、しっかりと障がいの治療に専念すること
5. 就労継続支援B型に通所し、慣れてきたらA型事業所に
切り替えること
6. A型に通所し、自信が就いたら就労移行支援事業所に切り替えて
各種資格の取得に専念すること
7. 資格の取得が必要なら、取得してから就職活動を行うこと
8. 就労支援員の相談のもと、面接会やハローワーク、求人サイトに登録
9. 就職活動しながら、自分の障がいの対策と配慮点などを考えること
10. 面接では障がいの理解と対策をしっかりと伝えること
11. 就職の成功後は、法定雇用率のための貢献を忘れないこと

長いですが、実は、このプロセスを正しく理解し実行すれば、
障がい者雇用の就職し働くことは実現可能なのです！

では、ひとつずつ説明していきましょう

1. 病気を抱えてしまった際にまずは病院で主治医に正しい診断をもらうこと

自分が「どのようなことが起きて」、「どのようにつらいのか」を主治医に正確に伝えること。

病気を発症して、自分の過去や症状を伝えることは難しいことですが、これをできないと

→障がい者手帳を取得できる可能性が減ります。

障がい者雇用として働くには、「障がい者手帳の取得」が
絶対条件になります。

なぜなら、日本の企業の多くは法定雇用率という制度のために障がい者を雇用するというのが本音だからです。

2. 病院で診断書をもらい、 障がい者手帳を申請し取得すること

■ 障がい者手帳の取得をするには、
まず主治医が発病者の状況をしっかりと
理解してもらうこと。

■ 主治医の信用を得ること → これは
・ 障がい者手帳
・ 障がい者年金

2つの申請と受給・取得につながります。
手帳・年金ともほとんどの場合、更新制です。

→ つまり長期的な日本国支援を受けるには、
医師（発言権の持つ方）主治医の長期的な
良い人間関係を築くこと。
これが社会復帰の第一歩なのです。

3. 障がい者に関する各種制度を知ること

障がい者手帳を取得が成功し、障がい者になったら、これから人によつては、**数十年や一生涯、**障がいと向き合う必要がでてきます。

人間とは、健常者も障がい者も**国家と周囲の人の支援や協力**は必要不可欠になつてきます。

障がいを患う者なら、なおさらなのです。

人間のほとんどは、国が定めた法律と制度にもとづいて生きていくのです。

日本国は生存権を認めています。**国が認めた法律と制度は、活用してこそ意味があります。**

中には、活用することを恥とする方がいるのも事実です。

しかし、今後生きていくためには、**法律と制度を自分から調べて、利用することが必要なのです。**

障がいに関わる各種制度の一覧

現代の時代は、グーグルなどで検索すれば、詳細な説明が出てきます。ですので、詳細な説明は省きます。

この機会に、自分で調べてみてください。

検索方法→障がい者 制度

検索の例

- ・障がい者手帳 取得方法
- ・障がい者年金 申請方法
- ・市民税 減免方法
- ・年金事務所 電話番号

など

まずは検索し基本的なことを調べてから、疑問点があれば各市町村や年金事務所に電話すると良いです。

4.医師の指示の下、しっかりと障がいの治療に専念すること

★これは今後に就職活動をするとき
障がい者雇用として就労するには、主治医に働くこと
を証明してもらうまで、症状が緩和しなければなりません。

→ハローワークを利用して求職活動するときは、
「主治医の意見書」という一つの閑門があるからです。

主治医の意見書とは→簡単に表現すれば、
「これぐらいはたらけますよー」という用紙です。

ハローワークでいただけます。

障がいが完治する必要はありません。

主治医の意見書の提出は、強制ではありませんが、提出しない場合、ハローワーク側は応募よりもまず、「治療に専念しなさい」というニュアンスで、誘導をかけてくるのが現実です。

5. 就労継続支援B型に通所し、慣れてきたら A型事業所に切り替えること

就労継続支援B型とA型の通所をするうえで大切なことはこれから障がい者雇用として働き続けるために必要なことは、

- 1.この段階で、職種の専門性を決め、
能力を向上させること

例えば、事務、仕分けなど

- 2.最低限、短時間労働の継続を可能な状態
にすること

この2つです。

なぜなら、障がい者雇用として働きづづけるには、これは健常者雇用も同じですが、

障がい者雇用の書類審査や面接は、職種の長期的な経験をしている障がい者が圧倒的に有利
だからです。

6. A型に通所し、自信が就いたら就労移行支援事業所に切り替えて各種資格の取得と就職活動に専念すること

就労継続支援事業所B型とA型は、
→長期的な労働ができるように訓練する場所

就労移行支援事業所は
→各種資格の取得と就職活動する場所

目的を間違えたらいけません。

よく、例えば障がい者の多くは、就労移行支援事業所で「週5日働けるように訓練します」と就労移行に伝える方がいます。事業所側がもちろん「がんばってください」と言ってくれるでしょう。

しかし、就労移行支援事業所の根本的な目的は、

「障がい者雇用の一般就労ができる方」が対象です。
なら、「就労継続支援B型とA型で、週5日働けるように訓練したら？」というのが事業所側の本音です。

次は、後編をご覧いただけすると嬉しいです。

ご観覧いただき誠にありがとうございました。